

資料 1

議題 神奈川県観光振興条例の見直しについて

議題 神奈川県観光振興条例の見直し①

(1) 条例の概要

- ①施行日：平成22年4月1日
- ②目的：「観光立県かながわ」の実現に必要な観光の振興について、基本理念、県の責務、観光事業者等の役割などを定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

(2) 施行状況の検討

- 県では、条例を、常に時代に合致した内容とするため、一定の周期ごとに「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、①必要性、②有効性、③効率性、④基本方針適合性、⑤適法性の5つの視点から見直すこととしている。
- 条例附則第3条において、「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としている。

⇒ **令和7年度、条例の見直しを行う。**

【参考：これまでの見直し状況】

平成27年度：改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

令和2年度：コロナ禍のため、令和3年度の観光振興計画の改定と合わせて検討

令和3年度：コロナ禍のため、見直しの検討を更に1年間延期

令和4年度：条例改正（安心の観点を追加）

(3) 本県の観光を取り巻く状況

- 本県の令和6年の入込観光客数は2億806万人となり、コロナ禍前の令和元年の2億467万人を超過し、過去最高を記録
- 一方で、オーバーツーリズムや人手不足といった課題が顕在化
- 全国では、観光財源の確保方策として、宿泊税の導入を検討する自治体が増加

項目	内容	対応条文
オーバー ツーリズム	・ 県内一部地域（鎌倉、箱根）で、観光客の過度な集中によるマナー違反や混雑が生じており、地域住民の生活に影響がでている。	第10条第1項 第10条第2項 第13条第2項 第13条第3項
人手不足	・ 宿泊業、飲食業、運輸業などでの人手不足	第12条第1項
宿泊税	・ 宿泊税の導入自治体は全国で12自治体 ・ 県内では、湯河原町がR8に導入予定、箱根町がR10の導入を目指して検討	第19条第1項

(3) 本県の観光を取り巻く状況

○オーバーツーリズムに関する対応条文

条項	条文
第10条第1項	県は、県内の多様な観光資源の有効な活用を図るため、その充実に資する活動に対する支援、情報の提供の総合的な実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
第10条第2項	県は、県内の観光地における良好な景観の形成を図るため、市町村が行う良好な景観の形成及び美化活動に関する施策に対する支援、県民、事業者等が行う良好な景観の形成に関する活動及び美化活動に関する取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
第13条第2項	県は、観光旅行者の利便の向上に資するよう、観光案内の充実に関し必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
第13条第3項	県は、観光旅行者の観光地への来訪の促進及び観光地間の移動の円滑化に資するよう、交通施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

議題 神奈川県観光振興条例の見直し④

(3) 本県の観光を取り巻く状況

○人手不足に関する対応条文

条項	条文
第12条第1項	県は、観光事業者の経営基盤の強化を図るため、事業活動に有用な知識の向上を図るための情報の提供、観光事業者が共同して行う事業に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○宿泊税に関する対応条文

条項	条文
第19条第1項	県は、観光の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

⇒ **直近の課題についても、現行の条文で対応可能**

議題 神奈川県観光振興条例の見直し⑤

(4) 5つの視点からの見直し検討

視点	検討内容
必要性	<u>観光振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現は現在も重要であり、観光振興施策を総合的かつ計画的に推進し、県経済の発展及び県民生活の向上につなげるため、本条例は必要である。</u>
有効性	<u>本条例第15条に基づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興計画を定めている。</u> <u>当該計画には観光消費額総額を数値目標として掲げているが、当該計画に沿った施策の実施等によって、コロナ前である令和元年を超える実績となるなど成果を上げており、有効に機能している。</u> <u>また、観光消費額の増額を図るには、観光消費額の高い外国人観光客の一層の誘客を図る必要があるが、本条例第13条で観光客の受入体制整備や、第14条で外国人観光客の来訪促進が規定されているため、有効である。</u>
効率性	<u>本条例第15条に基づき観光振興計画を定め、観光審議会や広く県民等から意見を聴いた上で計画的に推進している。</u> <u>また、当該計画に沿った施策の実施結果について、観光審議会の評価を受けるなど検証しており、効率的に推進している。</u>
基本方針適合性	<u>「新かながわグランドデザイン 実施計画」のプロジェクト5として「観光・地域活性化」が掲げられるとともに、本条例に基づく施策は、同グランドデザインの主要施策の政策分野Ⅲ「産業・労働」の施策体系に位置づけられており、基本方針に適合している。</u>
適法性	<u>本条例は、観光立国推進基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触する内容は含まれていない。</u>

議題 神奈川県観光振興条例の見直し⑥

(5) 検討結果（案）

- 現行条例は、本県の観光を取り巻く状況（社会経済状況の変化）に対応。
- 5つの視点から検討したところ、「必要性」「有効性」「効率性」「基本方針適合性」「適法性」のいずれも適正。



- 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(6) 今後のスケジュール

- 本審議会において御審議いただき、結果について議会（所管常任委員会）への報告を行う。